

広島県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

広島県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(確認申請書に添える図書等) 第四条 (略) 2 (略) 3 省令第一条の三第一項第一号に規定する特定木造建築物(以下「特定木造建築物」という。)(法第六条の四の規定により、確認の特例を受ける建築物を除く。)にあつては、政令第四十三条に規定する柱の小径及び昭和五十六年建設省告示第千百号第三又は平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第五第四号に規定する必要壁量の算定の根拠となる書類	(確認申請書に添える図書等) 第四条 (略) 2 (略)
(完了検査申請書等に添える書類等) 第六条の三 (略) 一 (略) イ (略) ロ 法第六条第一項第一号及び第二号に規定する建築物 ハ (略) 二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十一條第一項に規定する特定建築行為をしようとする建築物にあつては、別記様式第二号の四による省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法)又は別記様式第二号の五による省エネ基準工事監理状況報告書(標準計算法) 三 前号に規定する建築物のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号)(以下「基準省令」という。)第一条第一項第一号ロの基準に適合させる建築物にあつては、別記様式第二号の六による省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法)又は別記様式第二号の七による省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法)	(完了検査申請書等に添える書類等) 第六条の三 (略) 一 (略) イ (略) ロ 法第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物 ハ (略) 二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十一條第一項に規定する特定建築行為をしようとする建築物にあつては、別記様式第二号の四による省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法) 三 前号に規定する建築物のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号)第一条第一項第一号ロの基準に適合している建築物にあつては、別記様式第二号の五による省エネ基準工事監理状況報告書の五による省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法)

四 第二号に規定する建築物のうち、基準省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下「仕様基準」という。）又は第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合させる建築物にあつては、別記様式第二号の八による省エネ基準工事監理状況報告書（誘導仕様基準）	五 第二号に規定する建築物のうち、外皮性能を仕様基準又は誘導仕様基準に適合させ、一次エネルギー消費量を基準省令第一条第一項第二号ロ(1)又は第十条第二号ロ(1)の基準に適合させる場合又は外皮性能を基準省令第一条第一項第二号イ(1)又は同省令第十条第二号イ(1)の基準に適合させ、一次エネルギー消費量を仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる建築物にあつては、別記様式第二号の五による省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法）及び別記様式第二号の八による省エネ基準工事監理状況報告書（誘導仕様基準）	六 地業工事（構造耐力上主要な部分である基礎ぐいを施工する工事をいう。）の施工がある建築物にあつては、別記様式第二号の九による地業工事監理状況報告書	七 (略)	イ 別記様式第二号の十によるコンクリート工事監理状況報告書	ロ 別記様式第二号の十一による鉄筋工事監理状況報告書	八 鉄骨造の建築物で階数が三以上であるもの、延べ面積が五百平方メートルを超えるもの又は架構を構成する柱の相互の間隔が十五メートルを超えるものにあつては、別記様式第二号の十二による鉄骨工事監理状況報告書	九 木造の建築物で地階を除く階数が三以上であるもの又は延べ面積が三百平方メートルを超えるものにあつては、別記様式第二号の十三による木造工事監理状況報告書（軸組工法）又は別記様式第二号の十四による木造工事監理状況報告書（枠組壁工法）	十 (略)	二 前項（第一号から第六号まで、第九号及び第十号を除く。）の規定は、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について準用する。	三 第一項（第一号から第五号までを除く。）の規定及び前項の規定は、特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。	四 第一項（第二号から第五号まで及び第十号を除く。）の規定は、省令第四条の八第一項第四号の規定により知事が定める書類に準用する。この場合において、第一項第一号ハ中
--	---	---	--------------	--------------------------------------	-----------------------------------	---	--	--------------	---	---	--

四 地業工事（構造耐力上主要な部分である基礎ぐいを施工する工事をいう。）の施工がある建築物にあつては、別記様式第二号の六による地業工事監理状況報告書	五 (略)	イ 別記様式第二号の七によるコンクリート工事監理状況報告書	ロ 別記様式第二号の八による鉄筋工事監理状況報告書	六 鉄骨造の建築物で階数が三以上であるもの、延べ面積が五百平方メートルを超えるもの又は架構を構成する柱の相互の間隔が十五メートルを超えるものにあつては、別記様式第二号の九による鉄骨工事監理状況報告書	七 (略)	二 前項（第一号から第四号まで及び第七号を除く。）の規定は、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について準用する。	三 第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定及び前項の規定は、特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。	四 第一項（第二号、第三号及び第七号を除く。）の規定は、省令第四条の八第一項第四号の規定により知事が定める書類に準用する。この場合において、第一項第一号ハ中「法第六	六
---	--------------	--------------------------------------	----------------------------------	--	--------------	---	---	---	----------

「法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認申請又は法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項の規定による中間検査申請」とあるのは「法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認申請」と読み替えるものとする。 5 (略) 二 一 特定木造建築物にあつては、次の各号のいずれかの書類。ただし、法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認申請又は第三十三条の規定による設計変更届に添付している場合には添付すること を要しない。 イ 政令第四十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定める構造方法と同等以上であることを確認するための書類 ロ 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号の規定に基づく構造方法（当該告示第五第九号の規定に限る。）であること を確認するための書類 三 (略) 6 (略)	条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認申請又は法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項の規定による中間検査申請」とあるのは「法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認申請」と読み替えるものとする。 5 (略) 一 (略) 二 (略) 6 (略)
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第 2 号の 4（第 6 条の 3 関係） （第 1 面）（略） （第 2 面） （略） 注 1－3 （略） 4 （略） A・B （略） C：自主検査記録・施工記録・測定記録・納入仕様書・材料搬入報告書・工事写真・<u>規格</u>証明書・施工図・試験成績書等による確認 5－7 （略） 様式第 2 号の 6（第 6 条の 3 関係） 省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法） （略） （略） 注 1－3 （略） 4 （略） A・B （略） C：自主検査記録・施工記録・測定記録・納入仕様書・材料搬入報告書・工事写真・<u>規格</u>証明書・施工図・試験成績書等による確認 5－7 （略） 様式第 2 号の 9－様式第 2 号の 12 （略）	様式第 2 号の 4（第 6 条の 3 関係） （第 1 面）（略） （第 2 面） （略） 注 1－3 （略） 4 （略） A・B （略） C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・<u>資格</u>証明書・施工図・試験成績書等による確認 5－7 （略） 様式第 2 号の 5（第 6 条の 3 関係） 省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法） （略） （略） 注 1－3 （略） 4 （略） A・B （略） C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・<u>資格</u>証明書・施工図・試験成績書等による確認 5－7 （略） 様式第 2 号の 6－様式第 2 号の 9 （略）

様式第12号（第21条の3 関係）

建 築 物 認 定 申 請 書 (略)		
(略)		
12	(略)	
申 係 建 請 築 に 物	ハ 構 造	☐ 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
		☐ 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
		☐ 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 ☐ 準耐火構造
		☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
		☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
		☐ 木造 ☐ 防火構造 ☐ その他
(略)		
(略)		

様式第12号（第21条の3 関係）

建 築 物 認 定 申 請 書 (略)		
(略)		
12	(略)	
申 係 建 請 築 に 物	ハ 構 造	☐ 耐火構造 ☐ 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 ☐ 準耐火構造
		☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
		☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
		☐ 木造 ☐ 防火構造 ☐ その他
		(略)
		(略)

別記様式第二号の四に次の様式を加える。

様式第2号の5（第6条の3関係）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法）

年 月 日

広島県知事（建築主事）
広島県知事（建築副主事） 様
指 定 確 認 検 査 機 関

住 所
工事監理者 氏 名
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番

この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
1 基本情報	①外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C	
	②床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C	
2 外皮	①熱的境界となる部位、面積		A・B・C	
	②熱的境界となる屋根、外壁等の部位の断面構成、断熱材の種類・仕様、厚さ、施工範囲		A・B・C	
	③開口部の仕様（建具種類、枠・ガラスの仕様等）、形状、設置位置		A・B・C	
	④構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	
	⑤基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C	
3 暖房設備	①暖房方式、暖房機器の種類		A・B・C	
	②暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C	
	③暖房設備等の設置状況（設置位置・台数、暖房の範囲等）、風量等制御内容		A・B・C	
4 冷房設備	①冷房方式、冷房機器の種類		A・B・C	
	②冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C	
	③冷房設備等の設置状況（設置位置・台数、冷房の範囲等）、風量等制御内容		A・B・C	
5 換気設備	①換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C	
	②換気設備等の設置状況（設置位置・台数、ダクト径・長さ、給排気口の位置・径等）		A・B・C	
6 給湯設備	①給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C	
	②給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C	
	③ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C	
7 照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C	

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
8 太陽熱発電設備	①パワーコンディショナの定格負荷効率		A・B・C	
	②太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C	
	③パネルの設置状況（設置位置・範囲）		A・B・C	
9 太陽熱利用設備	①太陽熱利用設備の種類		A・B・C	
	②液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C	
	③液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	
	④空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C	
	⑤空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	
10 コージェネレーション設備	コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C	

- 注 1 この様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象とする。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要とする。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。
- 4 報告事項2②の「断熱材の種類・仕様、厚さ、施工範囲」について、第3面に施工写真等を添付すること。写真撮影方法については、写真撮影要領を参考にする。
- 5 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。
- A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・納入仕様書・材料搬入報告書・工事写真・規格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 6 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。
- 7 不用の文字は、消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(第3面)

断熱材の仕様、設置状況（施工写真）

1 全景写真
2 床断熱材
3 壁断熱材
4 天井（屋根）断熱材

- 注
- 1 写真は必ず明瞭なものとする。
 - 2 撮影場所が分かるよう、黒板等を用いるよう努めること。
 - 3 写真は1から4までの部位について、代表的な箇所1か所を添付すること。
 - 4 全景写真については、建物正面が全景で入るように撮影すること。
 - 5 各部位の断熱材について、仕様・厚さが分かる写真も添付すること。

別記様式第二号の六に次の二様式を加える。

様式第2号の7（第6条の3関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版））

年 月 日

広島県知事（建築主事）
広島県知事（建築副主事） 様
指定確認検査機関

住 所
工事監理者 氏 名
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
1 外皮	①断熱材の種類・仕様、厚さ、施工範囲		A・B・C	
	②開口部の仕様（建具種類、枠・ガラスの仕様等）、形状、設置位置		A・B・C	
2 空気調和設備	①熱源機器の仕様、設置状況（設置位置・台数、空調の範囲等）、風量等制御内容		A・B・C	
	②全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C	
	③全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	
	④予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C	
3 換気設備	①換気設備の仕様、設置状況（設置位置・台数、ダクト径・長さ、給排気口の位置・径等）		A・B・C	
	②送風量制御の設置状況		A・B・C	
4 照明設備	①照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	
	②各種制御の設置状況		A・B・C	
5 給湯設備	①熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	
	②給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C	
	③節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C	
6 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、パネル設置状況（設置位置・範囲）		A・B・C	

- 注 1 この様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象とする。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要とする。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。

A：目視（試験）による立会確認

B：計測等による立会確認

C：自主検査記録・施工記録・測定記録・納入仕様書・材料搬入報告書・工事写真・規格証明書・施工図・試験成績書等による確認

5 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。

6 不用の文字は、消すこと。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の8（第6条の3関係）

（第1面）

省エネ基準工事監理状況報告書（（誘導）仕様基準）

年 月 日

広島県知事（建築主事）
広島県知事（建築副主事） 様
指定確認検査機関

住 所
工事監理者 氏 名
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
1 外皮	①断熱材の種類・仕様、厚さ、施工範囲		A・B・C	
	②構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合のみ）		A・B・C	
	③開口部の仕様（建具種類、枠・ガラスの仕様等）、庇がある場合の設置位置		A・B・C	
2 暖房設備	①暖房方式		A・B・C	
	②暖房設備の仕様、設置状況（設置位置・台数、暖房の範囲等）		A・B・C	
3 冷房設備	①冷房方式		A・B・C	
	②冷房設備の仕様、設置状況（設置位置・台数、冷房の範囲等）		A・B・C	
4 換気設備	換気設備の仕様、設置状況（設置位置・台数、ダクト径・長さ、給排気口の位置・径等）		A・B・C	
5 照明設備	非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C	
6 給湯設備	給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C	

- 注 1 この様式は、「（誘導）仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象とする。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要とする。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する

図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。

- 4 報告事項1①の「断熱材の種類・仕様、厚さ、施工範囲」について、第2面に施工写真等を添付すること。写真撮影方法については、写真撮影マニュアルを参考にすること。
- 5 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・納入仕様書・材料搬入報告書・工事写真・規格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 6 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。
- 7 不用の文字は、消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(第 2 面)

断熱材の仕様、設置状況（施工写真）

1 全景写真
2 床断熱材
3 壁断熱材
4 天井（屋根）断熱材

- 注
- 1 写真は必ず明瞭なものとのこと。
 - 2 撮影場所が分かるよう、黒板等を用いるよう努めること。
 - 3 写真は1から4までの部位について、代表的な箇所1か所を添付すること。
 - 4 全景写真については、建物正面が全景で入るように撮影すること。
 - 5 各部位の断熱材について、仕様・厚さが分かる写真も添付すること。

別記様式第二号の十二の次に次の二様式を加える。

様式第 2 号の13（第 6 条の 3 関係）

（第 1 面）

木造工事監理状況報告書（軸組工法）

年 月 日

広島県知事（建 築 主 事）
広島県知事（建築副主事） 様
指 定 確 認 検 査 機 関

住 所
工事監理者 氏 名
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
1 地盤	敷地地盤の状況 (地盤調査の要否)		A・B・C	
2 基礎形状	①種類 (布基礎、ベタ基礎、その他)		A・B・C	
	②立ち上がり		A・B・C	
3 土台	材質、断面寸法		A・B・C	
4 火打土台	材質、断面寸法		A・B・C	
5 基礎と土台との緊結 (アンカーボルト)	①径、埋め込み長さ		A・B・C	
	②間隔（2 m以下）		A・B・C	
6 柱と基礎（土台）との緊結（ホールダウン金物）	①緊結方法	ホールダウン用アンカーボルト		A・B・C
		座金付ボルト		A・B・C
	②位置及び施工状況 (埋め込み長さ等)		A・B・C	
7 床組	①床高さ（1 階）（GL+45cm）		A・B・C	
	②床下換気口（寸法、位置）		A・B・C	
	③床下の防湿		A・B・C	
	④防腐・防蟻措置		A・B・C	
	⑤剛な床組（2 階床、3 階床）		A・B・C	
	⑥床板又は床下地板 (材質、緊結方法等)		A・B・C	

(第2面)

項目		報 告 内 容			
		報 告 事 項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
8 柱・梁（胴差）		①材質、配置、断面寸法		A・B・C	
		②接合部・補強金物		A・B・C	
		③防腐・防蟻措置		A・B・C	
9 耐力壁		①材質、配置 （申請図書との照合）		A・B・C	
		②面材の張り方 （種類、釘ピッチ・長さ）		A・B・C	
		③筋かい （形状、緊結方法等）		A・B・C	
		④ホールダウン金物の位置 及び施工状況		A・B・C	
10 材料	(1) 主要構造部材（土台・柱・梁・筋かい）	①木材（規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法）		A・B・C	
		②各種ボード類 （規格・品質・寸法）		A・B・C	
		③釘、金物 （規格・品質・寸法・形状）		A・B・C	
	(2) 造作部材	①木材（規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法）		A・B・C	
		②各種ボード類 （規格・品質・寸法）		A・B・C	
		③釘、金物 （規格・形状・寸法）		A・B・C	
	(3) 防腐、防蟻	薬剤（規格・品質）		A・B・C	
11 その他		①材質、配置 （申請図書との照合）		A・B・C	
		②小屋火打梁、小屋筋かい 及び桁行筋かい		A・B・C	
		③軒（緊結方法）		A・B・C	
		④たるき（緊結方法）		A・B・C	
		⑤棟木・母屋（断面寸法）		A・B・C	
		⑥小屋束（断面寸法）		A・B・C	

注 1 この様式は、完了検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第19号）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第26号）の第4面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。

2 完了検査申請書にこの様式を添付する場合、特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。

- 3 具体的な確認方法は、工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。
- 4 該当がない項目の記載は不要とする。
- 5 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。
- 6 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。
- 8 知事又は建築主事等から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。
- 9 不用の文字は、消すこと。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号の14（第6条の3関係）

（第1面）

木造工事監理状況報告書（枠組壁工法）

年 月 日

広島県知事（建築主事）
広島県知事（建築副主事） 様
指定確認検査機関

住 所
工事監理者 氏 名
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話() 番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
1 地盤	敷地地盤の状況 (地盤調査の要否)		A・B・C	
2 基礎形状	①種類 (布基礎、ベタ基礎、その他)		A・B・C	
	②立ち上がり		A・B・C	
3 土台	寸法の制限、耐力壁下部の設置		A・B・C	
4 基礎と土台との緊結 (アンカーボルト)	①径、埋め込み長さ (φ12mm以上、長さ35cm以上)		A・B・C	
	②間隔(2m以下)		A・B・C	
	③配置(階数3の建築物：開口部のたて枠から15cm以内)		A・B・C	
5 床組	①床根太寸法の制限		A・B・C	
	②床根太支点間距離及び間隔の制限		A・B・C	
	③開口部 (同寸法以上の床根太補強)		A・B・C	
	④耐力壁直下の床根太の補強		A・B・C	
	⑤床材に使用する材料の厚さの制限		A・B・C	
	⑥床根太と土台、頭つなぎの緊結方法		A・B・C	

(第2面)

項目		報 告 内 容			
		報 告 事 項	照合を行つた設計図書	確認方法	確認結果
6 耐力壁		①下枠、たて枠、上枠の寸法の制限		A・B・C	
		②たて枠の欠き込みと穴あけの状況		A・B・C	
		③面材の張り方 (種類、釘ピッチ・長さ)		A・B・C	
		④耐力壁線相互の間隔、水平投影面積の制限		A・B・C	
		⑤外壁の耐力壁線相互の交差部		A・B・C	
		⑥隅角部、交差部のたて枠 (本数の制限)		A・B・C	
		⑦たて枠と直下の床枠組との 緊結方法		A・B・C	
		⑧耐力壁相互の緊結方法		A・B・C	
		⑨開口部の幅の制限		A・B・C	
		⑩ホールダウン金物の位置の 施工状況		A・B・C	
7 小屋組		①たるき、天井根太の寸法の 制限		A・B・C	
		②たるき間隔及び屋根下地の 厚さの制限		A・B・C	
		③たるき及びトラスと上枠等 との緊結方法		A・B・C	
		④屋根又は外壁の開口部の制 限		A・B・C	
8 材料	(1)主要構造 部材(土 台、根太、 壁上枠・下 枠・たて 枠、等)	①木材(規格・品質・材種・ 樹種・形状・断面寸法)		A・B・C	
		②各種ボード類 (規格・品質・寸法)		A・B・C	
		③釘、金物 (規格・品質・寸法・形状)		A・B・C	
	(2)造作部材	①木材(規格・品質・材種・ 樹種・形状・断面寸法)		A・B・C	
		②各種ボード類 (規格・品質・寸法)		A・B・C	
		③釘、金物(規格・形状・寸法)		A・B・C	
	(3)防腐、防 蟻	薬剤(規格・品質)		A・B・C	
9 その他		防腐・防蟻措置		A・B・C	

注 1 この様式は、完了検査申請書(建築基準法施行規則別記様式第19号)又は中間

検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第26号）の第4面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。

- 2 完了検査申請書にこの様式を添付する場合、特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。
- 3 具体的な確認方法は、工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。
- 4 該当がない項目の記載は不要とする。
- 5 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。
- 6 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
- 7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。
- 8 知事又は建築主事等から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。
- 9 不用の文字は、消すこと。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（工事の完了の報告） 第三条 法第三十条第一項の認定を受けた建築主（以下「認定建築主」という。）は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を完了したとき（以下「工事完了時」という。）は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に従って法第二十九条第一項のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行ったことを確認し、別記様式第一号による工事完了報告書に、次に掲げる図書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。 一・二 （略） （所有者の変更に係る報告） 第四条 （略） 2 前項の規定は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物若しくは住戸を譲り渡した者又は譲り受けた者について準用する。 第五条 削除 （建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更） 第六条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（省令第五条（省令第九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する軽微な変更に限	（工事の完了の報告） 第三条 法第三十五条第一項の認定を受けた建築主（以下「認定建築主」という。）は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を完了したとき（以下「工事完了時」という。）は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に従って法第三十四条第一項のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行ったことを確認し、別記様式第一号による工事完了報告書に、次に掲げる図書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。 一・二 （略） （所有者の変更に係る報告） 第四条 （略） 2 前項の規定は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物若しくは住戸又は法第四十一条第二項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）を譲り渡した者又は譲り受けた者について準用する。 （建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなった又は除却した旨の報告） 第五条 基準適合認定建築物の所有者は、所有する基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったとき又は所有する基準適合認定建築物を除却したときは、別記様式第三号による建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなった又は除却した旨の報告書に、省令第三十一条第二項の通知書及びその添付図書を添えて、知事に提出しなければならない。 （建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更） 第六条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（省令第三条（省令第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する軽微な変更に限

る。）をしようとするときは、別記様式第四号による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更届の正本及び副本に、それぞれ当該計画の変更の内容を示す図書を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画について建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、この限りでない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更）

第七条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（省令第二十五条に規定する軽微な変更に限る。）をしようとするときは、別記様式第五号による建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更届の正本及び副本に、それぞれ計画の変更の内容を示す図書を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項の認定を受けた場合は、この限りでない。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第八条 省令第十三条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第五条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第六号による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ当該計画の変更の内容を示す図書及び省令第六条第一項第一号（省令第九条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 省令第二十八条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第二十五条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第六号による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ当該計画の変更の内容を示す図書及び省令第二十四条第二項の通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第十条 建築物エネルギー消費性能適合性判定

る。）をしようとするときは、別記様式第四号による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更届の正本及び副本に、それぞれ当該計画の変更の内容を示す図書を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画について建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、この限りでない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る軽微な変更）

第七条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（省令第二十六条に規定する軽微な変更に限る。）をしようとするときは、別記様式第五号による建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る軽微な変更届の正本及び副本に、それぞれ計画の変更の内容を示す図書を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項の認定を受けた場合は、この限りでない。

21 基準適合認定建築物の所有者は、基準適合認定建築物の変更（当該建築物の増築又は改築を伴わず、当該変更後も建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなものに限る。）をしようとするときは、別記様式第五号による建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る軽微な変更届の正本及び副本に、それぞれ計画の変更の内容を示す図書を添えて、知事に提出しなければならない。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第八条 省令第十一条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第三条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第六号による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ当該計画の変更の内容を示す図書及び省令第四条第一項第一号（省令第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 省令第二十九条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第六号による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ当該計画の変更の内容を示す図書及び省令第二十五条第二項の通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第十条 建築物エネルギー消費性能適合性判定

を受けた建築主又は認定建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の工事又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の工事を取りやめたときは、別記様式第八号による工事取りやめ届に省令第六条第一項第一号（省令第九条第三項において準用する場合を含む。）の適合判定通知書又は省令第二十四条第一項（省令第二十七条において準用する場合を含む。）の認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第十二条 省令第二十条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することについて法第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は当該登録住宅性能評価機関が交付した適合証

二・三 （略）

第十三条 削除

を受けた建築主又は認定建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の工事又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の工事を取りやめたときは、別記様式第八号による工事取りやめ届に省令第四条第一項第一号（省令第七条第三項において準用する場合を含む。）の適合判定通知書又は省令第二十五条第一項（省令第二十八条において準用する場合を含む。）の認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第十二条 省令第二十三条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することについて法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は当該登録住宅性能評価機関が交付した適合証

二・三 （略）

第十三条 省令第三十条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 建築物が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関の審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は当該登録住宅性能評価機関が交付した適合証

二 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた場合にあつては、省令第二十五条第二項（省令第二十八条において準用する場合を含む。）の通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項、同法第十八条第二十二項又は同条第二十六項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（

（誘導基準適合図書及び消費性能基準適合図書） 第十五条 手数料条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項に規定する法第三十条第一項の基準に適合していることについての図書は第十二条各号に掲げる図書とする。	以下「低炭素建築物新築等計画」という。）が同法第五十四条第一項（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた場合にあつては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項（同令第四十六条において準用する場合を含む。）の通知書の写し及び検査済証の写し 四 住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付した品確法第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し 五 その他知事が必要と認める図書 （誘導基準適合図書及び消費性能基準適合図書） 第十五条 手数料条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項に規定する法第三十五条第一項の基準に適合していることについての図書は第十二条各号に掲げる図書と、法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについての図書は第十三条各号に掲げる図書とする。
---	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

工事完了報告書

(略)

(略)

5	法第30条第2項による申出の有無	(略)
(略)		

(略)

注 1 (略)

2 「5 法第30条第2項の規定による申出の有無」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は確認済証番号及び確認済証交付年月日を記載してください。

3－6 (略)

改正前

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

工事完了報告書

(略)

(略)

5	法第35条第2項による申出の有無	(略)
(略)		

(略)

注 1 (略)

2 「5 法第35条第2項の規定による申出の有無」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は確認済証番号及び確認済証交付年月日を記載してください。

3－6 (略)

様式第2号 (第4条関係)

建築物（住戸）の所有権を移転した旨の報告書		
(略)		
1	名義を変更した計画等	☐ 法第11条第1項又は第2項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第12条第2項又は第3項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第29条第1項の規定により認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第31条第1項の規定により変更の認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ その他（ ）
(略)		
(略)		

注 （略）

様式第3号 削除

様式第2号 (第4条関係)

建築物（住戸）の所有権を移転した旨の報告書

(略)

1	名義を変更した計画等	☐ 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第 13 条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第 34 条第 1 項の規定により認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第 36 条第 1 項の規定により変更の認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ <u>法第 41 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定申請</u> ☐ その他（ ）
---	------------	---

(略)

(略)

注 (略)

様式第3号（第5条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）			
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更届 （略）			
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">軽微な変更を行う計画</td> <td style="padding: 5px;"> ☐法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した 建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐法第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した 建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐その他（ ） </td> </tr> </table>	軽微な変更を行う計画	☐ 法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した 建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した 建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ その他（ ）
軽微な変更を行う計画	☐ 法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した 建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第 12 条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した 建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ その他（ ）		
（略）			
注 （略）			

(略)

(略)

(略)

注 (略)

様式第 4 号（第 6 条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更届

(略)

1	軽微な変更を行う計画	☐ 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第 13 条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ その他（ ）
(略)		

(略)

注 (略)

(略)

(略)

(略)

注 (略)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更届		
(略)		
先に認定を受けた次の消費性能確保計画について、次のとおり計画の変更をしたいので、届け出ます。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。		
1	軽微な変更を行う計画	☐ 法第29条第1項の規定により認定の申請をした建築物 エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第31条第1項の規定により変更の認定の申請をした 建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ その他（ ）
(略)		
5	認定建築主の所有者の住所氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	(略)
6	法第30条第2項による申出の有無	(略)
(略)		
(略)		

注 1 (略)

2 「6 法第30条第2項による申出の有無」の欄は、軽微な変更を行う計画が建築物エネルギー消費性能向上計画の場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は確認済証番号及び確認済証交付年月日を記載してください。

3-6 (略)

建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る軽微な変更届		
(略)		
先に認定を受けた次の消費性能確保計画等について、次のとおり計画の変更をしたいので、届け出ます。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。		
1	軽微な変更を行う計画	☐ 法第34条第1項の規定により認定の申請をした建築物 エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第36条第1項の規定により変更の認定の申請をした 建築物エネルギー消費性能向上計画 ☒ 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消 費性能に係る認定申請 ☐ その他（ ）
(略)		
5	認定建築主又は基準適合 認定建築物の所有者の住 所氏名 （法人にあつては、主た る事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名）	(略)
6	法第35条第2項による申 出の有無	(略)
(略)		
(略)		

注 1 (略)

2 「6 法第35条第2項による申出の有無」の欄は、軽微な変更を行う計画が建築物エ
ネルギー消費性能向上計画の場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入
れ、「有」の場合は確認済証番号及び確認済証交付年月日を記載してください。

3-6 (略)

様式第 6 号（第 8 条関係）		
軽微変更該当証明申請書		
(略)		
1	軽微な変更を行う計画	☐ 法第11条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第12条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第29条第 1 項の規定により認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第31条第 1 項の規定により変更の認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ その他（ ）
(略)		
注	(略)	

様式第 6 号（第 8 条関係）	
軽微変更該当証明申請書	
(略)	
1	軽微な変更を行う計画 ☐法第12条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐法第13条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐法第34条第 1 項の規定により認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐法第36条第 1 項の規定により変更の認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐その他（ ）
(略)	
注	(略)

様式第7号（第9条関係）		
取下届		
(略)		
1	取り下げる計画等	☐ 法第11条第1項又は第2項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第12条第2項又は第3項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第29条第1項の規定により認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第31条第1項の規定により変更の認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ その他（ ）
(略)		
6	法第23条第2項による申出の有無	(略)
(略)		

注 1－3 （略）
4 「6 法第30条第2項による申出の有無」の欄は、取り下げる計画が建築物エネルギー消費性能向上計画の場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
5・6 （略）

様式第7号（第9条関係）

取下届 (略)		
1	取り下げる計画等	☐ 法第12条第1項又は第2項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第13条第2項又は第3項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第34条第1項の規定により認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第36条第1項の規定により変更の認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請 ☐ その他（ ）
(略)		
6	法第30条第2項による申出の有無	(略)

(略)

注 1－3 (略)

4 「6 法第35条第2項による申出の有無」の欄は、取り下げる計画が建築物エネルギー消費性能向上計画の場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

5・6 (略)

様式第 8 号（第10条関係）

工事取りやめ届		
(略)		
1	取り下げる計画等	☐ 法第11条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第12条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第29条第 1 項の規定により認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第31条第 1 項の規定により変更の認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ その他 ()
(略)		
6	法第30条第 2 項による申出の有無	(略)
(略)		
(略)		
注 1 (略)		
2 「6 法第30条第 2 項の規定による申出の有無」の欄は、工事を取りやめた計画が建築物エネルギー消費性能向上計画の場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は確認済証番号及び確認済証交付年月日を記載してください。		
3－5 (略)		

様式第 8 号（第10条関係）

工事取りやめ届		
(略)		
1	取り下げる計画等	☐ 法第12条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第13条第 2 項又は第 3 項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画 ☐ 法第34条第 1 項の規定により認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ 法第36条第 1 項の規定により変更の認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画 ☐ その他 ()
(略)		
6	法第35条第 2 項による申出の有無	(略)
(略)		
(略)		
注 1 (略)		
2 「6 法第35条第 2 項の規定による申出の有無」の欄は、工事を取りやめた計画が建築物エネルギー消費性能向上計画の場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は確認済証番号及び確認済証交付年月日を記載してください。		
3－5 (略)		

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第三条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適合審査を行う者） 第五条 手数料条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項の規則で定める者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関とする。	（適合審査を行う者） 第五条 手数料条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項の規則で定める者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関とする。

（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第四条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前				
（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略） <table><tr><td>十 特例条 例第三条 の表の第 五号(17)に 規定する 建築基準 法、建築 基準法施 行令、建 築基準法 施行規則 及び広島 県建築基 準法施行 条例の施 行に係る 事務のう ち、規則 に基づく 事務であ</td><td>広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（4から7までについては、特例条例第三条の表の第五号(1)から(6)までに規定する事務に限る。） (1)―(7) （略）</td></tr></table>	十 特例条 例第三条 の表の第 五号(17)に 規定する 建築基準 法、建築 基準法施 行令、建 築基準法 施行規則 及び広島 県建築基 準法施行 条例の施 行に係る 事務のう ち、規則 に基づく 事務であ	広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（4から7までについては、特例条例第三条の表の第五号(1)から(6)までに規定する事務に限る。） (1)―(7) （略）	（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略） <table><tr><td>十 特例条 例第三条 の表の第 五号(16)に 規定する 建築基準 法、建築 基準法施 行令、建 築基準法 施行規則 及び広島 県建築基 準法施行 条例の施 行に係る 事務のう ち、規則 に基づく 事務であ</td><td>広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)―(7) （略）</td></tr></table>	十 特例条 例第三条 の表の第 五号(16)に 規定する 建築基準 法、建築 基準法施 行令、建 築基準法 施行規則 及び広島 県建築基 準法施行 条例の施 行に係る 事務のう ち、規則 に基づく 事務であ	広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)―(7) （略）
十 特例条 例第三条 の表の第 五号(17)に 規定する 建築基準 法、建築 基準法施 行令、建 築基準法 施行規則 及び広島 県建築基 準法施行 条例の施 行に係る 事務のう ち、規則 に基づく 事務であ	広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（4から7までについては、特例条例第三条の表の第五号(1)から(6)までに規定する事務に限る。） (1)―(7) （略）				
十 特例条 例第三条 の表の第 五号(16)に 規定する 建築基準 法、建築 基準法施 行令、建 築基準法 施行規則 及び広島 県建築基 準法施行 条例の施 行に係る 事務のう ち、規則 に基づく 事務であ	広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)―(7) （略）				

つて別に 規則で定 めるもの	(略)
(略)	(略)

つて別に 規則で定 めるもの	(略)
(略)	(略)

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第五条 広島県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(特定建築物の定期報告)

第十條 (略)

3 2 (略)

用途	報告時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等	令和九年以後三年ごと
旅館又はホテル	令和八年以後三年ごと
学校（各種学校を含む。）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの（階数が七以上で、かつ、延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。）	令和七年以後三年ごと

(特定建築設備等の定期報告)

第十一條 (略)

前条第一項の規定により報告すべき建築物に設けた常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）

3 2 (略)

法第十二条第一項の規定により報告すべき建築物に設けた換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る。）、排煙設備（排煙機、送風機又は可動式の防煙壁を設けたものに限る。）、非常用の照明装置又は給排水設備（給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けたものに限る。）

2 (略)

(特定建築物の定期報告)

第十條 (略)

3 2 (略)

用途	報告時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等	令和三年以後三年ごと
旅館又はホテル	令和五年以後三年ごと
学校（各種学校を含む。）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの（階数が七以上で、かつ、延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。）	令和四年以後三年ごと

(特定建築設備等の定期報告)

第十一條 (略)

3 2 (略)

法第十二条第一項の規定により報告すべき建築物に設けた換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る。）、排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）、非常用の照明装置又は給排水設備（給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けたものに限る。）

2 (略)

3 法第十二条第三項の規定による報告の時期は、毎年とし、かつ、前回報告した日から一年を超えない日までとする。ただし、法第十二条第一項の規定により報告すべき建築物に設けた常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）の報告時期は、前条第三項の表の上欄に掲げる用途の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とし、かつ、前回報告した日から三年を超えない日までとする。	3 法第十二条第三項の規定による報告の時期は、毎年とし、かつ、前回報告した日から一年を超えない日までとする。
---	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第四条までの規定 令和七年四月一日

二 第五条の規定 令和七年七月一日

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の広島県建築基準法施行細則第四条第三項及び第六条の三の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその工事に着手するものに適用し、施行日前に着手したものは、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物に適用し、施行日前に着手した建築物については、なお従前の例による。

4 第五条の規定による改正後の広島県建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行日以後にその定期調査又は定期検査を実施するものに適用し、施行日前に実施するものについては、なお従前の例による。